

令和元年度 事業計画

第I はじめに

平成から新元号元年の新しい時代が始まる今年度、東京オリンピックを来年に控え、更なる景気回復が期待される一方で、消費税引上げ、米中経済摩擦、社会保障費の増大など、景気マイナス要因も多くあり、加えて慢性的な人手不足は経済活性化の大きな問題点となっている。

また、超高齢社会において、人手不足を解決するためには、国の掲げる「生涯現役」、「一億総活躍社会」を実現し、働く意欲と能力のある人々が、年齢や性別にかかわらず働くことのできる社会づくりが急がれる。

山口県では、全国より早いスピードで人口減少や少子高齢化が進む中、課題解決のために、「やまぐち維新プラン」を策定し、「活力みなぎる山口県」の実現を目指している。

このような中で、県下シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者が元気で働き続けることができる多様で柔軟な働き方の提供や、人手不足分野で活躍することのできる人材の確保が重要な使命となる。

当連合会は、本年度も全シ協の第2次会員100万人達成計画及び第3次中期基本計画に基づき会員拡大を重点課題として、県下センターと緊密な連携を図りながら、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）を積極的に推進する。

更に、地域社会の担い手として、地域コミュニティの核となり、地域の安全・安心を支える防犯、交通安全対策等に関する啓発活動も行い、地域社会の発展を目指していく。

これらを踏まえて、国・地方公共団体をはじめ、地域社会のシルバー事業に対する理解を深め、より一層の高齢者の多様な就業機会の確保、及び社会参加の促進を図ることとする。

平成31年度(2019年度)の連合会の重点的事業計画は以下のとおりである。

第Ⅱ シルバー人材センター事業

1 普及啓発活動の推進

シルバー事業の意義、理念・仕組みの理解及び事業活動等を広く県民に周知するとともに、事業活動への参加及び協力を求めるため、県内全域で効果的かつ効率的な普及啓発活動を行う。

また、組織強化のためにも会員の増強は不可欠であり、全シ協の第2次会員100万人達成計画に基づく、連合会の平成31年度(2019年度)目標に向かって、事業活動の普及啓発と併せてセンターへの入会促進及び退会の防止を図る。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 10月の普及啓発月間の推進
10月の普及啓発促進月間のシルバーの日を中心に、シルバー事業の「広報活動」等の実施
- (2) ホームページを活用した周知・広報
- (3) 連合会会報(連合会やまぐち)の発行(年2回)
- (4) リーフレット等普及啓発資料の作成
- (5) 関係行政機関の広報誌、地方紙及びマスコミへの掲載依頼
- (6) シルバー事業運営状況の作成
- (7) 会員拡大検討チームでの検討継続
- (8) 高齢者活躍人材確保育成事業の推進

2 調査研究の実施

シルバー事業を発展・拡充するため、高齢化の状況、高齢者を取り巻く雇用失業情勢及び地域社会の雇用・就業ニーズなどを分析しながら、社会経済の変化に適合したシルバー事業の運営を図るためシルバー事業の調査・分析等を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) シルバー事業の事業概要等の収集・集計と分析及び情報提供
- (2) 事故状況の調査・分析及び情報提供

3 安全・適正就業の推進

シルバー事業の運営にあたって、会員の安全就業が基本である。

「安全は全てに優先する」を念頭に、安全就業対策を効果的かつ着実に進める。

また、就業分野の拡大及び就業形態の多様化が進む中で、法令遵守はもとより、厚生労働省が作成した「適正就業ガイドライン」の徹底を図るとともに適正就業を指導・推進する。

一方、センター役職員及び会員に対し、安全・適正就業の推進に係る情報提供及び指導・助言・研修を行うとともに、安全・適正就業の意識高揚と啓発活動を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 安全就業推進大会の開催（7月）
- (2) 安全・適正就業強化月間の推進（7月）
- (3) 安全委員会の開催（2回以上）
- (4) 安全パトロールの実施（8月～10月 7センター）
- (5) 事故状況の収集・集計とその分析及び情報提供
- (6) 安全・適正就業の指導及び受託事業の点検による安全・適正就業の推進

4 就業分野の開拓・拡大の推進

会員の豊かな知識・技能の発揮が可能となり、就業ニーズに応じた多様な就業機会が得られるように、会員の知識・技能等の的確な把握を指導する。

また、多様な就業分野の開拓・拡大、独自事業の開発推進等に係る指導・助言及び情報提供等を行う。

一方、広域的な就業の需給調整及び就業開拓を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 事業委員会の開催（2回以上）
- (2) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の推進
- (3) 就業開拓用リーフレットの作成
- (4) 諸団体等の会議を活用したシルバー事業のPR
- (5) 福祉・家事援助（新総合事業含む）及び子育てサービス支援事業の推進
- (6) 独自事業の開発及び取組の推進
- (7) 広域的な就業の需給調整及び就業開拓
- (8) 高齢法第39条に基づく業務拡大の適正な実施

5 その他の事業等

複雑多様化するシルバー事業活動の適正・効率的な運営を行うとともに知識・企画力の向上を図るため、センター役職員及び会員に対し専門的又は実践的な情報提供、指導・助言、研修等を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 事業を円滑に推進するための全国及び県内の情報収集・提供
- (2) 契約書の作成等法令遵守の業務運営及び事務処理の指導
- (3) 新規事業等における事業拡大等の企画、会議、研修会の開催及び支援
- (4) 事業推進及び会計・経理処理の会議、研修会の開催及び指導
- (5) 全シ協及び各種団体等が行う会議、研修会等への参加
- (6) 中国ブロック主催の役職員及び実務担当者研修会の開催への参加

6 職業紹介事業の推進

職業紹介事業の推進を図り、臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事を希望する高齢者に、職業紹介事業の実施に努めるとともに、職業紹介事業に係る統括管理（契約書の管理、会計の管理、行政への実績報告等）を行う。

また、高齢法第39条に基づく業務拡大を適正に実施していく。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 有料職業紹介事業の適正な事業運営
- (2) 有料職業紹介事業実施事業所との連携による適正な事業運営
- (3) 職業紹介責任者講習会への参加
- (4) 高齢法第39条に基づく業務拡大の適正な実施

7 労働者派遣事業の推進

ますます多様化する発注形態に対応するため、労働者派遣事業（以下「派遣事業」という。）の推進を図り、就業機会の拡大及び適正就業に努め、会員への就業機会の確保・提供を行うとともに、派遣事業に係る統括管理（労働契約及び労働者派遣契約の管理、会計の管理、行政への実績報告等）等を行う。

また、高齢法第39条に基づく業務拡大を適正に実施していく。

働き方改革の有給休暇取得の義務化への対応を図る。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 派遣事業の適正な事業運営
- (2) 安全衛生管理体制の指導
- (3) 派遣委員会の開催（2回以上）
- (4) 派遣事業担当者会議の開催
- (5) 派遣元責任者講習会への参加
- (6) 派遣労働者（会員）に対する教育訓練等の実施
- (7) 派遣事業の周知・啓発リーフレットの作成・配布
- (8) 高齢法第39条に基づく業務拡大の適正な実施

第Ⅲ 法人管理事業

1 総会、理事会及び諸会議（研修会）の開催

定款に定める総会及び理事会の開催のほか、当連合会の事業を推進するため、次のとおり各種会議（研修会）を開催する。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 定 時 総 会 | |
| (2) 理 事 会 | 3回以上 |
| (3) 総 務 委 員 会 | 3回以上 |
| (4) 事 務 局 長 会 議 | 3回以上 |

(5) 各種会議（研修会） 役員・職員等、会計・経理担当者等

2 事業実施計画

第3次中期基本計画に基づき、今年度の目標数値を次のとおりとし、その達成に努める。

(1) 会員数の目標	会 員 数	10,463人
	粗 入 会 率	1.9%
(2) 就業機会の目標	就 業 率	90.0%
	就業実人員	9,415人
	契 約 金 額	4,546,263千円

3 シルバー事業支援要請活動

超高齢社会において会員の豊かな知識・技能の発揮が可能となり、シルバー人材センターが果たしている事業役割を理解いただき、事業推進のための補助金の確保や地方公共事業の発注など、シルバー事業のさらなる発展が図られるよう関係方面へ支援要請活動を行う。